

# 公 告

塩尻市が発注する簡易型一般競争入札について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び塩尻市財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月 2 日

塩尻市長 百 瀬 敬

## 1 入札対象工事

|             |  |         |       |
|-------------|--|---------|-------|
| 工 事 番 号     | 455  | 工事発注担当課 | 教育施設課 |
| 工 事 名       | 宗賀児童館移転整備工事  |         |       |
| 工 事 場 所     | 塩尻市大字宗賀  |         |       |
| 工 事 概 要     | 宗賀小学校内への児童館の移転整備、現児童館の除却、駐車場整備<br>所要室：児童クラブ室、図書室、遊戯室、事務室<br>照明器具LED化、児童用無線ネットワーク整備、空調設備設置等 |         |       |
| 週 休 2 日 工 事 | 該当なし   |         |       |
| 余 裕 工 期     | 該当なし   |         |       |
| 工 期         | 契約の日から 令和 7 年 1 月 7 日 まで   |         |       |

## 2 入札に参加できる者の条件

塩尻市建設工事競争入札参加資格者登録名簿に登録され、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日までの期間中においてすべて満たしていることが必要です。

|             |  |
|-------------|--|
| 工 事 の 種 類   | 建築一式   |
| 総 合 数 値     | 該当する工事の種類総合評定値 740 点以上の者   |
| 新 客 観 点 数   | 塩尻市が付与した新客観点数 105 点以上を有する者   |
| 建 設 業 許 可   | 一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。   |
| 配 置 技 術 者 等 | <ul style="list-style-type: none"><li>建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</li><li>配置する予定技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3か月以上の恒常的雇用関係にあること。</li><li>建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する有効な経営事項審査を受けていること。</li></ul>  |
| そ の 他       | <ul style="list-style-type: none"><li>塩尻市簡易型一般競争入札実施要領（平成24年11月12日）第3条第2項各号に該当する者でないこと。</li><li>第1回目の入札書に記載する金額に対応する工事費内訳書を入札執行前に提出すること。内訳書を提出しない場合は、入札に参加することができない。</li><li>実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置規程に基づく入札参加停止を行うことがある。<br/>なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社等をいう。<br/>(1) 人的関係のある会社等（常勤・非常勤を問わない。）<br/>ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。<br/>イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。<br/>(2) 親会社と子会社及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。<br/>※ 管財人とは、会社更生法及び民事再生法の規定により選任された管財人をいう。</li></ul> |

- ※ 更生会社及び再生手続きが存続中の会社等とは、会社更生法及び民事再生法に規定する会社等をいう。
- ※ 親会社及び子会社とは会社法に規定する会社をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

### 3 入札の日程等

|               |  |
|---------------|--|
| 入札参加申請        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出様式<br/>塩尻市簡易型一般競争入札参加申請書（様式第1号）</li> <li>・ 受付期間<br/>令和 6 年 5 月 2 日（木）から 令和 6 年 5 月 13 日（月）まで</li> <li>・ 受付時間<br/>(1)窓口受付の場合<br/>午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）<br/>(2)郵送、Eメール、FAX受付の場合<br/>最終受付日の午後5時までの到着分まで</li> <li>・ 宛先及び受付場所<br/>〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号<br/>塩尻市役所3階 企画政策部財政課契約検査係<br/>Eメール：keiyaku@city.shiojiri.lg.jp FAX：(0263)52-1158<br/>※ 郵送等の場合は、封筒の表面に「簡易型一般競争入札参加申請書在中」と記載し、簡易書留、書留等によるものとしてください。<br/>※ Eメールの場合は、到着確認の連絡をしてください。</li> </ul> |
| 設計図書等の頒布      | <p>次に掲げるものは、塩尻市ホームページ内に掲載してありますので、そちらをご使用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金抜き設計書</li> <li>・ 位置図</li> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 図面一式</li> </ul> <p>※ この工事では、有償頒布する図面はありません。</p>  |
| 設計図書等に関する質問受付 | <p>設計図書等に対する質問がある場合には、質問を記載した書面を、Eメール又はFAXで送信してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問書送信先<br/>塩尻市企画政策部財政課契約検査係<br/>(Eメール)keiyaku@city.shiojiri.lg.jp (FAX) (0263)52-1158</li> <li>・ 質問受付期間<br/>令和 6 年 5 月 7 日（火）から 令和 6 年 5 月 15 日（水）まで<br/>※ ただし、最終日は午後4時までに財政課契約検査係へ到着した分までとします。</li> </ul>   |
| 質問への回答期間      | <p>令和 6 年 5 月 7 日（火）から 令和 6 年 5 月 16 日（木）まで<br/>塩尻市ホームページに掲載します。</p>   |
| 入札日時・場所       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日時： 令和 6 年 5 月 21 日（火）午前 9 時 20 分</li> <li>・ 場所： 塩尻市役所 5 階 大会議室（西側）</li> <li>・ 開札日時及び場所：入札日時、場所と同じ</li> </ul>   |
| 一抜け方式         | <p>本入札は、次の入札との一抜け方式とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片丘小学校トイレ改修工事</li> </ul>  |

### 4 入札事項等

|       |   |
|-------|---|
| 入札事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関して市の定める条件に違反した入札はすべて無効とする。</li> <li>・ 無効となった者は、再度入札及び見積に参加できない。</li> <li>・ 塩尻市建設工事等競争入札心得を遵守すること。</li> </ul> |
| 入札保証金 | 免除  |
| 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上の金銭的保証  |
| 前払金   | 契約金額の10分の4以内  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 部 分 払 金              | 原則として、契約金額が500万円以上の工事について、塩尻市財務規則の規定による範囲内で部分払いをすることができる。   |
| 落札者の決定等              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とはならない。</li> <li>・ 失格者は、当該対象入札に係る再度の入札に参加することはできない。</li> <li>・ 入札書比較価格（予定価格の消費税を含まない価格。）の制限の範囲内で失格基準価格以上で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を第1順位の落札候補者とする。</li> <li>・ 第1順位の落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者と決定する。なお、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者が確認できるまで行うものとする。</li> <li>・ 落札者を決定した場合又は入札参加資格がないと認めた場合は、FAX又は電話にて連絡し、塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により通知する。</li> <li>・ 落札者は、落札決定の日から5日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に契約書を提出しなければならない。</li> <li>・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知日から5日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に市長に対し説明を求めることができる。</li> </ul> |
| 入札参加資格確認書類の提出（落札候補者） | <p>(1) 落札候補者は、候補となった日又は翌日（土・日曜日及び祝日を除く）までに次の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）</li> <li>・ 配置予定技術者調書（様式第3号）</li> <li>・ 有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し</li> <li>・ 建設業法施行規則第2条または第3条に定める次のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 様式一号別紙四（専任技術者一覧表）</li> <li>イ 様式第八号（1）（専任技術者証明書（新規・変更））</li> <li>ウ 様式第八号（2）（専任技術者証明書（更新））（ただし、建設業の許可更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載されたイを含む）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 提出場所：塩尻市役所3階 企画政策部財政課契約検査係</p>  |

## 5 その他

「塩尻市簡易型一般競争入札実施要領」及び「塩尻市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱」をご覧ください。